

共通要件

※下記のすべてに該当すること。

- ☐ 移住前10年間のうち、通算5年以上（直近は1年以上連続して）、**「東京23区内に在住」**または**「東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）に在住し、東京23区内に通勤」**していた。
- ☐ **外ヶ浜町に転入してから1年以内**である。
- ☐ 外ヶ浜町が移住支援金の申請書を受理してから5年以上、外ヶ浜町に居住する意思がある。
- ☐ 過去10年以内に、世帯員全員が移住支援金を受給していない。

就業要件

※下記のいずれか1つに該当すること。

- ☐ 青森県公式就職情報サイト「**あおもりジョブ**」に、移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された。
- ☐ **プロフェッショナル人材事業**または**先導的人材マッチング事業**を利用して就業した。
- ☐ 企業等からの命令ではなく、自己の意思で外ヶ浜町に移住し、外ヶ浜町で**テレワーク**を行う。
※原則恒常的に勤務せず、週20時間以上テレワークを実施すること。
- ☐ **転入時60歳未満**で、下記の条件を満たしている。



あおもりジョブ

《支給対象者の要件》※下記のいずれか1つに該当すること。

- ・外ヶ浜町が開催または出展した**移住関連イベント**、**関係人口創出事業**への参加経験がある。
- ・外ヶ浜町へ移住するまでに、**町職員同伴で外ヶ浜町内を現地視察**したことがある。

《地域の担い手確保の要件》※下記のいずれか1つに該当すること。

- ・**農林水産業**に就業した。
 - ・**外ヶ浜町内の企業に就職**、または**外ヶ浜町内で新規に起業**し、かつ**地域活動に継続して参画**する意思がある。
- ☐ 1年以内に**青森県起業支援金**の交付決定を受けて、青森県内で起業した。

申請方法

外ヶ浜町に転入した日から1年以内に、下記書類を外ヶ浜町企画政策課に提出してください。

※予算額に達した場合、交付できないことがありますので、申請前にご連絡ください。

- ☐ 申請書（様式1）
- ☐ 本人確認書類
- ☐ 移住前の在住期間・在住地がわかる住民票または戸籍の附票
- ☐ 移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類
- ☐ 上記「就業要件」を満たすことがわかる書類（町ホームページをご覧くださいか、外ヶ浜町企画政策課にお問い合わせください。）



その他の移住支援制度

○地方就職支援金

東京圏の大学生・大学院生を対象に、就職活動に要した交通費（1/2）と移転費を支援します

○医療・福祉職子育て世帯移住支援金

青森県外に住んでいた子育て世帯で、医療・福祉職に就業または就業するために就学する方を支援します



移住支援制度一覧